

平成26年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成26年 6月27日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	山崎	龍一
総務課長	大庭	孝久	建設課長	春木	茂正
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	八幡	哲
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	濱田	勉
税務課長	池田	茂良	布施支所長	大上	一郎
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	宮本	智幸
福祉課長	藤川	芳人	都万支所長	田中	秀喜
保健課長	長田	栄	行政係長	中村	恒一
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一
観光課長	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発委第 2 号「竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書」

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時15分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第 88 号から議第 97 号までの補正予算案及び条例関係等 10 件と、陳情・要望 3 件、継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：8 番 小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

それでは、総務教育民生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された案件は 5 議案でございます。まず、結論から申し上げます。議第 88

号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」は、賛成多数で「可決」すべしでございます。議第 89 号「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」は、全会一致で「可決」すべしでございます。議第 91 号「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は全会一致で「可決」すべしでございます。議第 92 号「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は全会一致で「可決」すべしでございます。議第 93 号「隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」は全会一致で「可決」すべしでございます。

それでは、審査事項の主な意見、あるいは指摘等を行います。

始めに予算関係でございますが、企画費における、ふるさと納税推進事務費 16 万円については、ふるさと納税におけるクレジットカード決済システム導入と、町外在住の納税者個人への特産品の贈答事業であります。全国的に地域をアピールするための諸施策をマスコミ等利用して特産品等も含め PR しております。

隠岐の島町は、地域の特色がよく表れた産品を町外の人に広く認知してもらおうということで、藻塩米とあんき市場産品を贈答する費用でございます。

委員からは、制度を純粹にとらえ、故郷を応援してくれる寄付者に対するお礼だということとは理解できるものの、この制度を活用してもっと積極的に隠岐の島町を PR すべきでないかとの意見が多くございました。

例えば、新たな特産品開発で特産品づくりにやる気を起こさせ、島の経済にも活気が生まれ魅力ある特産品を準備することで寄付件数の拡大につなげるのではないかと、そうならば島外の出郷者の方々も自信を持って隠岐を PR できるのではないかと、もっとメディア等も活用して島民、島外に発信したら等々の意見がありました。制度拡大に熱意をもって取組むよう指摘しました。

児童福祉総務費における児童生徒医療費助成 1,361 万円は満 6 歳までの医療費助成を満 15 歳まで対象年齢を引き上げるための補正でございます。

保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒等の健全な育成及び安心して産み育てることのできる環境づくりを推進するものがございます。当委員会では先進地研修も含め対象年齢、義務教育終了時までの引上げ無料化を提言してきております。前倒しで 10 月 1 日より実施については評価いたします。報告書の内容にはありませんが、課長、あるいは町長に感謝を申し上げます。次世代育成支援行動 5 年計画の中で更に無料化も含め検討するよう要望しました。なお今年度は乳幼児等満 6 歳まで含めて 3,070 万円の助成見込額となります。

次に、条例改正であります。隠岐の島町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、助成の対象年齢満6歳を満15歳までに引き上げる改正でございます。それに伴う乳幼児を子ども等に名称を変更するものです。

委員から、長期療養等その他のことで中学卒業が満16歳になったら対象から外れるのかとの意見がありました。教育委員会での調べでは現状ではそのような子どもはいないが基本的にはそうした子どもの場合は保護者等と協議して、学校長が判断することとなっております。将来満16歳卒業はないとは言い切れないとのことであります。

条例適用にあたり、今後検討してそうした子どもが対象外にならないよう条例改正も含め対応するよう指摘をいたしました。

その他所管事項でございますが、徴収速報の町税等不能欠損処理については、地方自治法236条で地方公共団体の金銭債権は5年間、これを行わないときは時効により消滅する。時効による消滅については法律に特別の定めがある場合を除く他、時効の援用を要せず、援用というのは時効の利益を受ける者が時効が成立したことを主張するものでございます。またその利益を放棄することができないものとする規定しています。

今回多額の不能欠損金については、適切な時効管理ができていなかったことによるものでございます。発生の結果責任と善良な納税者への説明課題は残りますが、これからは自治体の多種多様な金銭債権を100パーセント徴収・回収を目指して消滅させずにどのように管理し、どのような手段で徴収・回収していくかという方法論を身に付けなくてはならない時代になってきていると言われております。特定の者にのみ時効消滅の利益を与えることのないよう財務規則等で督促の時期や手続き等明確に規定して、債権の時効管理を担当者の意識醸成も含め図るよう指摘いたしました。

包括支援センターでは、昨年町内の独居高齢者実態調査を行っております。町内に住んでいる65歳以上の独居の方1,593名調査対象ですが、うち介護保険制度等を利用していない高齢者414件を訪問調査し、そうした結果をもとに今後の災害時の対応、見守り、連絡体制等それぞれの関係者で意見交換会を実施した旨報告がございました。

委員から、孤独死の現実がある中調査が調査のみとなっていて高齢者の福祉施策に活かされていないのではないか、情報の共有化も含めきめ細かな高齢者対策をすべきだ、との意見がございました。

約1,600名の対象者は、交通、買い物等暮らし全般に課題を抱えていると推測されます。総合的な連携体制を早急に構築して高齢者が安心して地域で暮らせるような体制づくりをす

るよう指摘をいたしました。

次に、自治会組織活性化について、人口の減少もさることながら、自治会・行政区状況を見ると高齢化率 50 パーセント以上の地域が 9 地区となっています。このことは従来の諸行事ができにくくなっており、地域の自治力が低下していると思われまます。

委員から、県内では各地公民館を生涯学習の場としてだけでなく、コミュニティーセンターや地域振興センターに衣替えをし、地域の自治力を高める方策としての動きがあります。隠岐の島町も組織の見直し等を検討しているとのことであり町と地域の橋渡しの機関として自治会・区の活性化について検討すべきである、との意見がございました。公民館を含め地域活動をサポートしていく仕組みづくりができないか検討するよう提言した。

最後に、教育委員会の当面の課題についてです。隠岐の島町教委の当面課題を教育長より 2 件の報告がありました。

一つは、学校給食センター、給食を作る仕事でございますが、民間委託、今一つは、五箇・都万中学校の今後の方向性についてです。給食センターは来年 4 月 1 日より地元業者に委託したい、中学校については今年度中に委員会を組織して検討したいとのことでございます。

本当に民間委託でいいのか、あるいは中学統合は将来しかたないのか、十分検討し子どもたちにとってより良い方向を出すよう要望いたしました。

その他所管の調査事項については、議会閉会中も調査研究いたします。

以上でございます。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長：4 番 佐々木雅秀 議員

○4番（佐々木雅秀）

それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本定例会で付託されました平成 26 年度一般会計及び下水道特別会計補正予算を始め、隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事にかかる基本協定の締結、公共下水道管路布設にかかる工事請負契約の締結案件 2 件及び島後清掃センター塵芥収集車にかかる物品購入契約の締結案件 1 件並びに継続して審査しております要望・陳情 3 件の審査と本委員会所管の事務事項について調査いたしましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 6 月 13 日、16 日、会期中の 6 月 25 日、26 日の計 4 日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、付託された案件のうち議第 88 号から議第 97 号までの 6 件については、全て

全会一致で「可決」すべきものといたしました。

また、要望第3号「蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装について」及び陳情第5号「小原田川に隣接する道路の拡幅要請」については全会一致で「採択」すべきものとし、要望第2号「津戸漁協船揚場用地舗装について」は「不採択」といたしました。

それでは議案の審査過程での主な意見について申し上げます。

まず、西郷浄化センター建設工事にかかる基本協定の締結ついてであります。

平成29年に流入水量が処理能力を超えることから処理槽を増設するため、必要な専門的知識、資格を抱える日本下水道事業団と平成26年度から平成28年度の3年間の建設工事総額5億7,500万円の基本協定を結ぶものであります。

委員からは、計画の見直しと未導入地区の下水道計画はどういう状況か、建設コスト、施設の更新及び維持管理費が増大する中で事業団に任せるばかりでは問題ではないか、下水道施工に関する専門技術者を育てるべきだ、維持管理費と料金収入はどうか、起債の償還が将来増えていくが状況はどうか、との意見がありました。

執行部からは、平成24年に将来の人口を予測して下水道計画を見直し、岬地区のように合併浄化槽へ切り替えたり、国の整備方針をみながら事業の前倒しや計画年数の短縮など対応している、専門技術者は必要性を感じている、今後料金収入で維持管理費を回収できる見込みだが、建設費償還分や人件費はまかなえず一般会計に頼らざるを得ない現状である、下水道の起債償還は、平成34、35年度がピークで平成39年度まで毎年4億円を越す、汚水処理共同整備事業（MICS）を来年度導入し、し尿処理、集落排水、公共下水など異なる事業の一本化処理でコストの効率化を図る、との答弁がありました。

次に、要望第3号「蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装について」、陳情第5号「小原田川に隣接する道路の拡幅」について、要望第2号「津戸漁協船揚場の用地舗装について」であります。

3件とも継続審査でありましたが、このたび現地調査をし、執行部の説明を受けながら審査しましたので報告いたします。

蛸木漁港については、船揚場の上部が未舗装のため冬期や台風シーズンに海が時化るときに船を上架することが困難なため舗装をしてほしいとの要望であります。

当該場所が町管理の漁船保管施設及び漁具干し場であること、町の漁港用地舗装計画の中で優先順位をつけながら平成27年度以降に計画されていることから全会一致で「採択」すべしと決しました。ただし、委員会としては、現状を見るに住民の車両の駐車場となっている

場所もあって要望場所全てを認めがたく、あくまで漁業用地舗装として範囲を限定して実施すべきであると指摘いたしました。

次に小原田川隣接の道路の拡幅についてでございますが、保育幼児の送迎に狭隘で交通事故や転落事故を防止する上で拡幅をしてほしいとの陳情であります。

以前幅員を確保するため、小原田川に蓋をしてほしいとの要望がありましたが、これについては、当該河川が砂防河川であって不可能との結論でありましたが、今回畑側に拡幅する要望であります。委員会としては幼児の安全な通行環境を整備することが重要と考え、全会一致で「採択」すべしといたしました。

津戸漁協については、蛸木漁港と同じ趣旨の要望であります。

委員会としては、その必要性も同様に理解できるところであります。しかしながら津戸漁港は県管理の漁港であり、また当該土地が公有地でないことから、現時点ではその舗装は認めがたいとの意見があり、「不採択」といたしました。

最後に、所管調査事項の調査についてであります。

本年4月8日の臨時議会において、隠岐の島町観光宿泊施設「MIYABI」の指定管理者として株式会社共立メンテナンスが可決決定しましたが、開業に向けて準備を進めてきた結果、当初の予定より大幅に遅れて6月12日に開業式を迎えたところです。

遅れた原因は、営業に必要な食品衛生法上の営業許可及び消防法上の許可を従来そのままでは受けられず、必要な施設の補修、備品類の交換と新規購入及びそれに伴う膨大な量の不用品の撤去などに予想外の時間がかかったとのことであります。執行部からは、その旨委員に対して事前に連絡があったところであり、また秋以降のリニューアル時までは予算のない中で、備品類の撤去について観光課挙げて作業をしたとの報告があり、その努力に対しては一定の評価をするものであります。

しかしながら、会期中の常任委員会において、開業のための整備費用が約1,230万円かかり、現在指定管理者が立て替えており、負担関係を協議した上で町の負担分については、秋以降のリニューアルと合わせて9月定例会で補正をお願いしたいとの説明がありました。

委員からは、開業費用について町の負担はないという説明があったが違っており、認めることはできない、何故事前に開業費負担のことについて常任委員会に相談しなかったのか、昨年12月定例会では、今後の事業実施にあたり「観光施設整備事業の執行については常任委員会と詳細について綿密な事前協議をすること。」と、執行部と常任委員会との間で約束をして予算を承認いたしました。費用負担があることについて事前の説明がないことは約束違反

であり、議会軽視である、との意見がありました。

執行部からは、金額が未確定段階では報告できないと判断していた、事前着工は認めないという原則の中で、業者に肩代わりをしていただき9月にリニューアル費用を補正するときに一括して計上する考えであった、速やかに報告すべきことをせず大変申し訳ない、今後、約束した事項については執行部全体で徹底する、との答弁がありました。

不測の問題であっても事前に相談していたらこのような事態にならないであろうし、情報を共有することで解決策は出るものであります。既に営業を開始しており、当事業の遂行に支障があつてならないことから、議会委員会との約束は徹底して事業を遂行するよう強く求めます。

その他の、まちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたします。以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告いたします。

当委員会は議会閉会中の4月28日と議会会期中の6月20日に開催し、調査、研究をしてまいりましたので報告いたします。

4月28日の委員会では、調査事項の一つでもある教育現場における領土教育が議題となりました。既に文部科学省が中・高の学習指導要領解説書を改定し、竹島と尖閣諸島を「固有の領土」と明記することとなっていますが、小学校においても平成27年度から使用される教科書全社が記述することとなり、小学校においても領土問題を教える流れが定着することとなりました。我が国の将来を担う子どもたちが、自国の領土を正しく理解するためには極めて重要であります。今後、竹島問題を始めとする、領土教育の一層の充実を図るためには児童生徒用の副教材や教師用指導資料を作成し、学校教育の中での竹島問題の積極的な取り組みが強く求められるところであります。

また、懸案事項となっていました「竹島啓発バッジ」の製作に関しましては、執行部より報告がありました。バッジは地元産の黒曜石をベースに竹島と日本の国旗をアワビの殻で表現し、パッケージは若い人にも親しみやすいデザインとなっています。このバッジが普及すれば竹島問題の啓発に大きく貢献するものと期待されます。ただ、このバッジは大量生産が困難でありますので大量生産が可能なバッジの作製をも検討すべきとの意見もありました。

6月5日には、竹島問題の早期解決を求める東京集会が日本の領土を守るために行動する議員連盟・竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議の共催で開催されました。

集会は東京永田町の憲政記念館で隠岐島からの20人を含め島根県内外の招待者387人が出席し開かれました。政府代表として出席した後藤田内閣府副大臣は「竹島は歴史的に事実上照らしても、また国際法上も明らかに我が国固有の領土である。」と強く述べ、冷静かつ平和的に解決するために全力で取り組む姿勢を示したところであります。また、集会では政府や国際世論に向け要望決議がされましたが、その決議文を要約いたしますと、

- 1、2月22日の「竹島の日」を閣議決定し、オールジャパン体制で取り組むこと
- 2、政府主催による「竹島の日」式典を開催すること
- 3、国際司法裁判所への単独提訴を含め国際社会に広くアピールすること
- 4、学校教育における領土教育の強化を図ること
- 5、周辺海域の漁業秩序を確立するために 暫定水域における実効ある漁業管理体制の確立を図ること

以上、5項目が決議されました。

この東京集会に関して委員からは、このような意見がありました。

一つは、島前3か町村の議員の出席がない。既に竹島対策隠岐圏域議員連盟も発足しており、連携を強化し足並みをそろえるべきでないか。二点目は、マンネリ化を懸念する声もあ

るが、中央での開催を積み重ね更なる啓発に努めるべきである。三点目といたしまして今回の集会は限られた招待者に限定された集会となった、もっと多くの人が出席できるよう努めるべきである。四点目ですが、今後集会のあり方などに関しても議論を深め、より充実した集会を目指していかなければならない。

東京集会は平成24年4月以来2回目の開催となったが、東京での集会開催は全国に竹島問題を広く啓発でき、意義があります。今回の集会で終えることなく、今後も引き続き東京集会の開催を重ねていくことを強く求めます。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も調査研究を進めてまいります。以上をもちまして当委員会からの中間報告を終ります。

○議長（石田茂春）

以上で「特別委員会の中間報告」を終ります。

日 程 第 3、討 論

「討論」を行います。

会期日程第1日の町長提出議案、承認第1号「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」から、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの25件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

私は、議第88号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」のうち、ふるさと納税推進事務費について反対討論をいたします。

当事務費のうち、クレジットカード決済導入費用の部分については、これまで私が二度の一般質問で指摘していた事項でもあり、高く評価するところであります。

しかし、寄付者に対する特産品贈呈費の部分については、1万円から3万円未満の寄付者に対して500円程度の島内産品を贈る等というお粗末な内容であり、とても賛成することはできません。事業内容の説明では、ふるさと納税の基本的な意味合いを大切にしたいので過度な特典を贈るようなことはしないとのことでした。それに関しては、私も理解する部分があります。

しかし、現在のふるさと納税の現状は一般質問でも指摘したとおり、いかにして地域経済

を盛り上げるのに利用するか、大都市圏に集まる住民税をいかに我が自治体に引っ張ってくるかと様々な自治体が知恵を絞りに絞って、ふるさと納税制度の改革・改善にしのぎを削っています。

そんな状況の中で隠岐の島町だけが、これまで観光カレンダーと町長からのお礼状を送っていた延長線上で、付け焼刃的に現在店頭に並んでいる産品をおまけ程度に贈るだけでよいのでしょうか。

ふるさと納税制度は、工夫次第で税収増はもちろん、地域経済の活性化や商品開発力の向上、雇用の創出、隠岐の島町のPRに大きく効果を出すことができる可能性を秘めています。

果たして、今回提示された事業内容でこれらの効果はどの程度望めるのでしょうか。

隠岐の島町を思い、寄付をしていただいている方々の気持ちを大切に、それに応えようと思うのならば、今回の特産品贈呈費に関しては、“取りあえず”と付け焼刃的な事業内容でスタートするのではなく、次年度開始でもいいので、所管である企画財政課はもちろん、農林水産課、観光課、定住対策課、そして地元生産者や事業者がしっかりと連携をし、これまで隠岐の島町に寄付していただいた方たちはもちろん、全国の人たちが「隠岐の島町は頑張っているな」と感心していただけるような、ふるさと納税制度にするための準備費用に変更すべきであると思います。

同僚議員の皆様におかれましては、是非ご賛同いただきますようお願い申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第1号「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」から、承認第12号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分について」までの12件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第12号までの12件は原案のとおり承認されました。

次に、議第88号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議第89号「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)」から、議第90号「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの2件について一括して採決を行います。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第89号から議第90号までの2件は原案のとおり可決されました。

次に、議第91号「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」から議第93号「隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」までの3件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第91号から議第93号までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、議第94号「基本協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」から議第97号「物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕」までの4件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第94号から議第97号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号から諮問第3号は意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、要望第3号「蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第3号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、陳情第5号「小原田川に隣接する道路の拡幅要請」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、要望第2号「津戸漁協船揚場の用地舗装について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「不採択」です。

本案を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、要望第2号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、1 件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました発委第 2 号「竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

12 番：米澤壽重 議員

○12番（ 米 澤 壽 重 ）

発委第 2 号 竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 26 年 6 月 27 日提出

提出者 竹島対策特別委員会委員長 米 澤 壽 重

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

発委第 2 号「竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

竹島は歴史的にも国際法に照らしても、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかしながら、韓国は理不尽にも 1952 年に、一方的に海洋主権宣言、李承晩ラインを設定し、半世紀にも亘り竹島を不法占拠し続けている。近年では警備隊の常駐やヘリポート・接岸施設・海洋科学基地建設計画、そして、一昨年夏韓国大統領が竹島へ上陸するなど、あらゆる方策により領有権の既成事実化、実効支配を強める動きにある。

島根県においては、県議会が超党派議員による「竹島領有権確立議員連盟」を結成し、2005 年に「竹島の日条例」を制定した。また、1999 年には、竹島周辺海域の排他的経済水域や暫定水域を設ける日韓新漁業協定が締結され、新たな漁場利用の枠組みが構築された。

しかしながら、あろうことか今月 20 日に竹島沖の日本の領海を含む海域で韓国が射撃訓練を強行した。竹島周辺での安全操業のみならず、操業漁場の確保すらできず、極めて深刻な状態となっている。竹島の領土権確立と竹島周辺海域の漁業秩序の回復は隠岐島民のみなら

ず全国民の切なる願いである。

よって、このような現状に鑑み、下記事項の実現に向け最大限の努力傾注されるよう強く求める。

記

1、竹島の領土権の早期確立を図ること

竹島の早期領土権確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め、毅然として外交交渉を進め国際社会に広くアピールすること。

2、隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設を設置すること

隠岐の島町、(旧五箇村) に所属していた歴史的事実を伝えるなど、日本国の領土としての証を明らかにする普及啓発施設を設置すること。

3、暫定水域における漁業秩序の確立を図ること

日韓間で合意された操業条件が我が国の排他的経済水域で厳守されるよう韓国漁船の監視取締り体制の強化を図るとともに、海洋資源の総合的な維持管理体制を図ること。

4、国境離島における国防体制の強化を図ること

近隣諸国漁船の違法操業や北朝鮮船籍と思われる漁船の漂着など、緊迫の度も増している。大型巡視艇を配備し、警備や監視体制を含め、国防体制の更なる強化を図ること。

5、学校教育における竹島に関する学習の強化を図ること

竹島問題を担う次世代の育成が急務である。児童生徒用副教材の作成等、学校教育での竹島問題の取組みを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

○議長（石田茂春）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

発委第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

お手元に配付しましたとおり、各常任委員長・特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成26年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 12時06分)

以 下 余 白